

○給水装置内漏水による料金減額基準要綱

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、安芸市給水条例施行規程（以下「規程」という）第27条の規定に基づき、量水器から給水栓、受水タンク等から給水栓に至るまでの給水装置内（以下「給水装置等」という）において生じた漏水に係る水道料金の算定に係る減量認定に関して、必要なことを定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 漏水 量水器から給水栓までにおいて、給水装置等の損傷に起因する流出水をいう。
- (2) 不表現漏水 床下、コンクリート床、壁の中、その他構造物下及び浸透性土壌等に流水している漏水で、客観的に発見が困難であると判断される状態の漏水をいう。
- (3) 表現漏水 水道使用者が、一般的な注意を払っておれば当然発見できる状態の漏水をいう。（便所ボールタップ類、湯沸し器、温水器等器具及び接続部を含む）
- (4) 準表現漏水 当初、不表現漏水であったが、漏水原因の悪化、その他の事由により、表現漏水になったと認められる漏水をいう。
- (5) 計量水量 量水器により計量された水量をいう。
- (6) 推定使用水量 漏水により、使用水量が不明の場合であって、第3条の規定により決定した水量をいう。
- (7) 認定使用水量 推定使用水量に基づいて算出した水量であって、水道料金徴収の対象となる水量をいう。

(推定使用水量の決定方法)

第3条 推定使用水量は、規程第23条第1項及び前回及び前々回又は、前年同期の調定使用水量を考慮して決定し、これにより難しい場合は、状況により決定するものとする。

(軽減の対象)

第4条 給水料金を軽減することが出来る漏水は、不表現漏水、準表現漏水（ただし、すでに水道料金の減量認定を受けたことがある同一箇所から修繕完了後1年以内に再び漏水した場合は除く）に該当し修繕を実施した場合に限り、認定使用水量の基準により軽減するものとする。

(認定使用水量の算出基準)

第5条 認定使用水量の算出基準は、次によるものとする。

(1) 計量水量から推定使用水量を差し引いて得た水量の2分の1の水量に、推定使用水量を加えた水量とする。

(2) 軽減該当調定は、当該漏水1回につき二調定とする。

(端数計算)

第6条 この要綱において算出する水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(協議)

第7条 この要綱の基準により難しい場合、又は、災害等特別の理由があると認めたときは、その都度協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。